

法人役員退職慰労金規程

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北海道療育園の役員に対する退職慰労金について定める。

第 2 条 退職慰労金は、役員が退職に際し、理事会の同意を得てすみやかに支給するものとする。

第 3 条 退職慰労金は、常勤役員に支給される。

2 施設長である理事の退職慰労金は、本規定を適用する。

3 施設長である理事が施設長職を退任する場合は、その就任期間につき退職慰労金を支給するものとする。

第 4 条 退職慰労金の額は、最終の報酬月額に別表法人役員に関する退職慰労金算定表の乗率により算定する。

第 5 条 役員が在職期間の計算にあたっては、6 ヶ月以上を1年とし、6 ヶ月未満は、切り捨てとして計算される。

第 6 条 退職慰労金は、在職中の功績の度合いにより、理事長が評議員会の同意を得て増額することができる。

第 7 条 前各条の規程に関らず、役員が責に帰すべき事由により退任するとき、及び法人の経営上極めて困難な状況にあると理事会が判断するときは、退職慰労金の一部、又は全部を支給しないことがある。

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の同意を得て、理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和59年4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年8月10日から施行する。

この規程は、平成29年6月22日から施行する。